

## 住宅関連団体との「京都市における自治会・町内会の加入促進に関する協定」について

### 1 概要

引っ越しや新たに住宅・マンションの購入・賃貸を検討されている方に対して、住宅事業者が不動産の紹介時に地域活動に関する情報を提供し、参考にさせていただくことにより、京都で住まいを探す際に地域活動を重視するという意識を広め、地域への関心を高めていくことを目的に、地域の取組を説明し、自治会・町内会の加入啓発を行うことなどを内容とする「自治会・町内会の加入促進に関する協定」（以下「協定」という。）を次の住宅関連団体と締結（※）した。

（協定を締結した住宅関連団体）

- ・公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会（千振和雄会長，約2,600会員）
- ・公益社団法人 全日本不動産協会京都府本部（坊雅勝本部長，約800会員）
- ・公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会京都府支部（櫻井啓孝支部長，約100会員）
- ・一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会（井上誠二理事長，約70会員）

※ 「きょうと地域力アップおうえんフェア」（平成29年3月12日実施）において各団体代表者と門川京都市長により協定締結式を行った。

### 2 協定の内容

#### (1) 住宅関連団体の役割

- ・ 会員事業者が、住宅の販売、仲介等を行う際、当該学区で行われている地域活動の情報などを説明するとともに、加入啓発チラシ及び「自治会・町内会への加入連絡票」の配布などにより、自治会・町内会への加入の呼び掛けを行う。
- ・ 会報等に、継続して地域コミュニティ関連情報を掲載し、会員事業者に協力を呼び掛ける。

#### (2) 京都市の役割

- ・ 自治会・町内会への加入啓発ポスター・チラシ、「自治会・町内会への加入連絡票」等、この協定の目的を達成するために必要な物品や情報等の提供
- ・ 自治会・町内会加入を希望される方の地域への取次ぎ

### 3 協定に基づく取組

各団体が開催する研修会や定例会議等において、各会員事業者に協定締結事項を周知するとともに、自治会・町内会加入促進に向けた協力依頼を行った。

今後、協定に基づく「加入の呼び掛け」等の取組の定着が図られるよう、住宅関連団体と連携・協力し、継続的に会報や定例会議等での周知を行っていく。